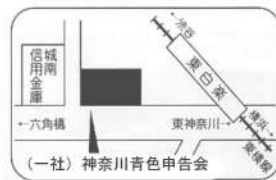


青色かながわ

発行所
一般社団法人神奈川青色申告会
横浜市神奈川区西神奈川
2-9-11 特北 M2F
TEL 045-433-5221
FAX 045-433-8403
URL: <http://kanagawa-aoiro.com/>



■ 年末調整指導会のお知らせ

令和元年12月13日(金)
～令和2年1月20日(月)

専従者及び従業員を雇用している事業主の方は年末調整を行い、**納税額が0円の場合でも納付書の提出が必要**です。つきましては、上記の日程にて『年末調整指導会』を開催いたしますので、各種書類等をご持参のうえご来所ください。

●源泉税の納付・提出は・・・令和2年1月20日(月)まで(納期特例適用者)

■ ご持参書類は・・・?

①令和元年分 所得税源泉徴収簿

(専従者、従業員の方の『住所』『氏名』『生年月日』『総支給金額』『算出税額』のご記入をお願いいたします)

②令和元年分・令和2年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(従業員、専従者が記入します)

③令和元年分 給与所得者の保険料控除申告書(従業員、専従者が記入します)

④令和元年分 配偶者控除等申告書(従業員、専従者が記入します)

⑤源泉所得税の納付書

⑥給与支払報告書(総括表) A5サイズ

⑦給与支払報告書(個人別明細書) A5サイズ

⑧印鑑(シャチハタ不可)

⑨①～⑥の昨年分の控え(⑤納付書については今年度上期分も必要です)

⑩専従者、従業員の方の支払われた各種証明書類

- 国民健康保険料の金額
- 国民年金保険料等(社会保険料)の控除証明書
- 生命保険料、地震保険料の控除証明書
- 小規模企業共済掛金払込証明書

等

⑥給与支払報告書(総括表)

⑦給与支払報告書(個人別明細書)

- ①～④国税庁HPよりダウンロード出来ます。
- ⑤源泉所得税の納付書→税務署より郵送されます。
- ⑥⑦給与支払報告書(個人別明細書・総括表)→横浜市特別徴収事務センターより郵送されます。

⑩ 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 や給与支払報告書(個人別明細書・総括表)にマイナンバーを記載する必要がありますので、事業主、専従者、従業員、扶養家族のマイナンバーをご準備ください。

■ 決算準備指導会のお知らせ

令和元年12月2日(月)
～令和2年1月20日(月)

決算準備指導会は、正しい決算書を作成するため、記帳の確認など事前準備をするための指導会です。また下記の通り事前準備が整っていると認められた方は確定申告指導の特典を受けることが出来ます。事前準備が確定申告時期の待ち時間短縮につながりますのでぜひご参加ください。

■ ご持参書類は・・・?

- ①各種帳簿、月別集計表、合計残高試算表
- ②新たに10万円以上の資産を取得した場合、その明細等
- ③前年、前々年の決算書、確定申告書の控え
- ④その他、預金通帳、棚卸表 等



⑩ 確定申告時期の待ち時間の短縮を図るため、確定申告指導会(令和2年1月後半より開始予定)で記帳指導は行いませんので、記帳の点検・相談はこの決算準備指導会までをお願いいたします。

★ご確認を!! 減価償却計算書を郵送いたしました。

青色申告会指導システムにて昨年以前からご登録いただいている方に減価償却計算書をお送りしました。内容のご確認をお願いいたします。(本会報とは別便で10月末に発送しました。)

特典

記帳確認指導会(9月～)と決算準備指導会(12月～)に参加いただき事前準備が整っていると認められた方は、確定申告指導の優先予約を受けることが出来ます。(港北出張所は除きます。)予約日を決めていただき、指導員に申し出てください。優先予約での指導時間は1時間です。(1会員につき1回限り)

優先予約期間は 令和2年2月3日(月)～2月28日(金)までです。

※予約状況により優先予約日、指導員の指名はご希望に添えない場合がありますので予めご了承願います。

神奈川税務署からのお役立ち情報！(vol.26)

給与所得者や年金収入がある方でも、 e-Taxでパソコン・スマホから確定申告！！

○ e-Tax で手続完結

「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方は、e-Tax で送信できます。また、マイナンバーカード対応のスマートフォン等をお持ちでない方も、「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載された ID・パスワードがあれば e-Tax で 【ID・パスワード方式の届出完了通知】送信できます。

※ ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

※ e-Tax をご利用できない方は、作成した申告書を印刷し、税務署に郵送等で提出できます。

○ スマホで見やすい専用画面

令和2年1月から、2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得(※)がある方など、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が広がります。

※ 給与所得（年末調整済1か所、年末調整未済、2か所以上）・公的年金等、
その他の雑所得・一時所得の収入のある方が利用できます。

詳しくは、「スマートフォン × マイナンバーカードで e-Tax！進化するスマート申告！」をご覧ください。

国税庁 スマホ

検索

IDとパスワードで送信



・ID・パスワード方式の届出完了通知が印刷される場合は、申告書とご本人が署名押印した本人用紙を添付の上、お近くの税務署にお持ちください。
・確定申告書で、既にID・パスワード方式の届出が完了している方は、お持ちの本人用紙に添付していただく必要はありませんのでご注意ください。

令和元年年分消費税を申告される方へ

令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられると同時に軽減税率制度が始まりました。令和元年年分の消費税の確定申告書を作成される方は、帳簿において各税率ごと（旧税率8%、軽減税率8%、新税率10%）に区分集計し、課税取引金額計算表（下記）を作成していただきますようお願いいたします。尚、課税取引金額計算表は今月号会報に同封しておりますのでご利用ください。

⑨消費税率の軽減税率は旧税率と同じ8%ですが、消費税率（6.3%→6.24%）と地方消費税率（1.7%→1.76%）の割合が異なりますので下記の通り区分集計、集計する必要があります。

※令和元年年分の消費税及び地方消費税の確定申告をされる方は各税率ごとに区分集計し下記の課税取引金額計算表を作成して下さい。（不動産所得用、無関係取引は裏面へ）

【元帳】			
売上			
2019年 月 日	摘要	借方	貸方
	年間計		20,000,000
	うち8%対象(旧税率)		a 15,000,000
	うち8%対象(軽減)		b 2,500,000
	うち10%対象		c 2,500,000
	うち免税		0
	うち非課税		0
	うち不課税		0

【元帳】			
仕入			
2019年 月 日	摘要	借方	貸方
	年間計	15,000,000	
	うち8%対象(旧税率)	d 12,000,000	
	うち8%対象(軽減)	e 1,200,000	
	うち10%対象	f 1,800,000	
	うち免税	0	
	うち非課税	0	
	うち不課税	0	

課税取引金額計算表						
(令和 年分)		(事業所得用)				
科 目	決 算 額	Aのうち課税取引にならないもの(※1) B	課税取引金額(A-B) C	51.5.30以前(※2) うち旧税率 8%適用分 D 51.10.1以後(※2) うち軽減税率 8%適用分 E うち標準税率 10%適用分 F		
				A	B	C
売上(収入)金額 (雑収入を含む) ①	円	円	円	a 円	b 円	c 円
減価償却資産②						
仕入金額 ③				d 円	e 円	f 円
小 計 ④						
売上原価 ⑤						
差引原価 ⑥						
差 引 金 額 ⑦						
租 税 公 課 ⑧						
荷 造 運 賃 ⑨						
水 道 光 熱 費 ⑩						
旅 費 交 通 費 ⑪						
通 信 費 ⑫						
広 告 宣 伝 費 ⑬						
接 待 交 際 費 ⑭						
損 害 保 険 料 ⑮						
修 繕 費 ⑯						
消 耗 品 費 ⑰						
減価償却費 ⑱						

本表の欄外には課税売上高計算表及び課税仕入高計算表へ転記します。

※1 本表の欄外に課税取引金額計算表及び課税取引金額計算表へ記載します。

横浜市からのお知らせ

償却資産申告書の提出をお願いします！

提出期限は令和2年1月31日（金）です！

■ 固定資産税（償却資産）の申告書提出・課税に関するお問合せ先

横浜市償却資産センター（財政局償却資産課）

〒231-8343 横浜市中区真砂町2丁目22番地 関内中央ビル 10 階

Tel.045(671)4384 Fax.045(663)9347

受付時間 午前8時45分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/madoguchi/shoukyaku-center.html>

横浜市 償却資産センター

検索

※ 区役所ではお取り扱いしておりませんのでご注意ください。

■ よくあるご質問

Q 申告書にはマイナンバー又は法人番号を記載する必要がありますか？

A 個人の方はマイナンバー、法人は法人番号を記載していただきます。

※ 法人番号は、株式会社などの法人等に指定される13桁の番号で、マイナンバーと異なり、原則として公表され、どなたでも自由に利用できます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

(<https://www.nta.go.jp/index.htm>)

Q 当社は横浜市内の複数の区に事業所を持っています。申告書は全市分を1枚にまとめても良いですか？

A 資産が所在する区ごとに申告書を作成し、全て償却資産センターに提出してください。

申告書の提出は便利な電子申告をご利用ください！

ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/> もしくは、検索サイトをご覧ください。

エルタックス
eLTAX



エルタックス

検索

～消費税の軽減税率制度に関する特例～

消費税の課税売上や課税仕入を税率ごとに区分することが困難な中小事業者に対して一定期間、売上税額、仕入税額の計算の特例があります。

簡易課税制度選択届出書の特例として令和元年10月1日から令和2年9月30日までを含む課税期間については、適用を受けようとする課税期間の末日までに消費税簡易課税制度選択届出書を提出すれば簡易課税制度の適用を受けることができます。 ※中小事業者とは基準期間における課税売上高5,000万円以下の事業者をいいます。

